

田村市
地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託

仕様書

令和 8 年 7 月
福島県田村市

1. 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する、田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2. 目的

本業務は、田村市におけるデジタル地域通貨および地域ポイント（以下「地域通貨等」という）の導入に向け、市内経済の活性化、コミュニティの創出、行政課題の解決（ボランティアや健康増進活動への参加促進等）に資する最適な仕組みを構築するため、基礎調査を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日までとする。

4. 委託額

本業務の委託額上限は、3,981,000円（消費税込）とする。

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5. 業務内容

本業務の内容は以下の項目について調査・分析を行い、報告書として取りまとめ、市が導入可否を判断できるよう、各調査結果を比較可能な形で整理し、推奨案及び代替案を示すこと。なお、業務実施にあたり必要となる費用は、全て委託費に含めること。

また、本業務は別添資料「生き残りをかけた中小企業成長戦略」に位置づける業務として実施するものであり、関連事業の活用に繋がるような企画立案を行うこと。

(1) 同規模自治体の導入状況調査

①事例分析

人口3万人～10万人規模の自治体における地域通貨等の導入事例を3事例以上抽出すること。

また、可能な限り、文献調査に加えて先行自治体へのヒアリングを実施し、導入経緯、運営体制、利用状況、課題、改善策等を把握すること。

②課題と対策の整理

先行自治体が直面したシステム移行、財源不足、運営体制、利用率低迷、不正利用、加盟店開拓、加盟店負担感、住民周知、高齢者の利用促進等の課題と、その解決策を分析すること。

③キャッシュフロー調査

- ・資金循環パターンの提示

プレミアム付商品券型、行政ポイント付与型、ボランティア連動型など、導入自治体の資金の流れ（キャッシュフロー）を可視化すること。

- ・原資の確保と還流に係る調査

ポイント発行原資（公費、協賛金など）の調達から、加盟店での消費、換金手続き、運営母体への手数料還流までの経済サイクルを調査すること。

④導入自治体のメリット・デメリットの多角的一覧化

- ・ステークホルダー別の整理

「市民（利用者）」、「加盟店（事業者）」、「行政（田村市）」の3者それぞれの視点から、導入に伴うメリット・デメリットを整理すること。

(2) 決済方式（媒体）の比較検討および選定

①複数媒体のメリット・デメリット分析

「スマートフォンアプリ限定」、「QRコード付きプラスチックカード（または紙カード）」、「既存の交通系ICカード等との連携」、「マイナンバーカードの利用」など、複数の決済方式を比較すること。

②ターゲット層別の親和性の検証

高齢者のデジタルデバイド（操作への不安）対策として、スマホ非保持層でも不公平感なく利用・ポイント獲得ができる媒体の組み合わせ（併用案）を提示すること。

③リスクマネジメント

デジタルデバイド（高齢者対策）、不正利用リスク、加盟店の事務負担増に対する具体的な回避策を提案すること。

④決済方式ごとのコスト・事務負担の比較

①で比較した決済方式について、初期費用、維持管理費用、加盟店負担、運営事務負担等の運用のコストや運営母体の事務負担について比較すること。

⑤田村市に最適な決済方式の提案

市内の通信環境（中山間地域の電波状況等）や、店舗側のレジ環境を踏まえ、推奨案と代替案を示すこと。

(3) 導入・運用コストの試算

(2) ⑤で提案した、決済方式について、以下の費用を試算すること。

①初期費用（イニシャルコスト）

決済プラットフォーム利用料、アプリ開発・カスタマイズ費、加盟店用決済端末（QRコード、端末等）設置費、周知広報費などの試算。

試算は概算で可とし、主な前提条件を明示すること。

②維持管理費用（ランニングコスト）

年間のシステム保守費、カスタマーサポート運営費、換金手数料、ポイント原資等

の試算（5 年間分の財政シミュレーションを含むこと）。

(4) 事業者ニーズ調査

市内事業者（1,647 事業者）に対する、キャッシュレス決済の導入状況および地域通貨等への参加意向調査（サンプル数 200 以上）。

(5) 導入基本計画（ロードマップ）の策定

調査結果を踏まえ、田村市に最適なシステム基盤、スケジュール、実証実験（実証運行）の実施計画を策定すること。

(6) 事業者向け地域通貨等セミナー、調査報告会の開催

事業者向け地域通貨等セミナー若しくは調査報告会を開催すること。

開催方法については、市と協議の上、決定すること。

6. 成果物

(1) 実施報告書

電子データ（PDF及びWord、Excel、PowerPoint形式などの編集可能データ）及び印刷物2部を納品

(2) その他

本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7. 納品場所

田村市産業部商工課

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8. 業務実施に当たっての留意事項

(1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。また、打合せ協議の結果については記録を残し、市担当者の確認を受けること。なお、打合せ方法は、市担当者と協議のうえ決定することとし、対面のほか、オンラインにより実施することができる。打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。

(2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。

また、事業者調査等において個別情報を取得する場合は、個人情報及び秘密情報の取扱いに十分留意すること。

(5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。

ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9. その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。